

(案)

令和6年度 第5回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録(概要)

【日 時】令和6年(2024年)12月26日(木) 18:00～19:45

【場 所】甲賀市まちづくり活動センター 2階 多目的室2

○出席委員 遠藤委員、葛原委員、竹田委員、中川委員、西野委員、橋本委員、山本委員、吉田委員

○事務局 吉川総合政策部長、藤橋総合政策次長、築島課長、清水課長補佐、清水主監、西島係長、西川主査

○傍 聴 0人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 甲賀市まちづくり基本条例の検証について(第4章)

4 その他

(1) 令和6年度第6回会議の日程について

○事務局

開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

みなさんこんばんは。甲賀市まちづくり基本条例の検証については、毎回の確に進んでいると思う。本日も活発な意見をお願いしたい。

○中川委員長

今回は第4章の検証を行う。まずは第17条について委員の意見を伺いたい。

○葛原委員

運用(1)成果について、地域 ICT 活用支援事業による情報提供の取り組み内容や実績等を知りたい。高齢で体が不自由な方の遠隔医療など、高齢の方が孤独にならないようなコミュニケーションツールがあればよいと思う。第17条に限らず「情報」というワードが条例でも多く出てくる。「まちづくり基本条例」の存在自体を知らない人も多く、情報提供が十分でないことを非常に勿体ないと感じる。

○中川委員長

まちづくり基本条例が住民に十分認識されていない。周知が十分でないことに集約されているのではないかと。これからは、行政が行うすべての事業に「この事業はまちづくり基本条例の第〇条に基づいて行う」というクレジットを入れることをルール化することも検

討してほしい。条例が住民の目に留まることを増やしてほしい。

○吉田委員

行政が区・自治会同士の再編を主導してはどうか。また、自治振興会、区・自治会の役割分担が整理されていないとの課題はあるが、同じような事業に取り組んだり、共通の地域性がある場合は、自治振興会同士で連携事業を実施してはどうか。

○中川委員長

社会教育のなかの生涯学習において「地域活動」「地域コミュニティに生きる」「地域コミュニティの世話役になる」ということの意味等を伝達するコースを設けることが大事である。地元では、公民館の登録団体になる条件として「コミュニティに関する学習をすること」「人権に関する学習をすること」「地方自治に関する学習をすること」などを登録条件としている地域もある。

○事務局

吉田委員の提案において、区・自治会の合併、再編は行政が主導しないと進まないとの意見であるが、区・自治会は住民自治組織であり、「自治」の考え方からすると、行政が主導していくのは難しいと考える。委員皆様の見解をお聞きしたい。

○中川委員長

区自治会が「合併したい」との考えであれば行政がサポートできるが、合併を行政が推進するのは自治権への介入といえる。将来的には区・自治会として機能しなくなったり、消滅する区・自治会が出てくとも考えられる。その際にまちづくり協議会がその穴埋めの仕事ができるよう、支援すべきである。

○橋本委員

在住している地域では人材不足となり、組、班を再編したが、それでも役員不足となっている。所属している神社や寺が異なるなど再編は容易ではない。

○竹田委員

岩上地域では7つの区があり、農村地域と住宅団地では状況が異なるため、再編は難しいと感じる。現状を活かしたまま、広域的にまとめる努力をしていくことに、まちづくり協議会の意義があるのではないかと。

○西野委員

大阪から引っ越して甲賀町の自治会に加入しているが、会費だけでなく、お寺の保全などにもお金がかかり、奉仕活動も非常に多い。

今後、人口減少に対しての負担金額や活動が増えていく。それらが本当に優先度の高い活動なのかを見極める必要がある。各区・自治会に任せるだけでなく、役割分担などの見直しの方針は行政が支援しないと進めない。

○中川委員長

お寺や神社の行事に参加が義務付けられているような区・自治会があるように伺えるが、参加の強制はできないとの判例が最高裁で下されている。区・自治会や町内会の単位については、あくまで住民自治の世界のため、行政からは基本的に口出しをしないほうがよい。ただし、会費の問題や役員の強制など、トラブルが起こった際は、相談できる体制は設けておくべき。条令改正の必要性については指摘がないため、現状のままでよい。

○委員一同

異議なし。

○中川委員長

第 18 条・第 19 条について改正案が出ているため、事務局から説明をいただきたい。

○事務局

※資料 1 に基づき説明

18 条改正案のポイントは 3 つである。一つ目は、自治振興会をまちづくり協議会に名称変更したい。二つ目は、単に名称変更するのではなく、まちづくり協議会の機能は「協議体」であること。地域のプレーヤーをつなぎ合わせていく組織がまちづくり協議会であることを示している。三つ目は、課題解決に取り組むうえで、市長等が連携、協働することを明確にするものである。

20 条改正案のポイントは、市長等は中間支援活動の体制強化に努めることを具体的に明示したことにある。

○中川委員長

改正案について、各委員からご所見と補足意見があればお願いしたい。

○橋本委員

条例の名称が「まちづくり基本条例」であり、目指すところは「まちづくり協議会」であるというのは、整合性が取れてよい。グランドデザイン推進チームやコミュニティスクールなど様々な活動があるが、目指すところは地域福祉やご近所福祉など、地域の課題解決の取り組みである。連携の仕組みづくりが大切ではないか。

○吉田委員

18 条改正案について、「自治振興会」を「まちづくり協議会」に名称変更するという方向性は問題ない。資料 1 の解説部分 1 段落目で「市長等」の文言が入っていないが、市長等は含まれないのか。

○中川委員長

改正案 18 条第 1 項は住民の相互協力を意味しており、住民自治の世界のことを指している。第 3 項は行政との間の協働関係を持たせるため「市長等」と記載されている。第 1

項に「市長等」が入ると住民自治の世界に行政が介入することとなり、不適切と考える。

○吉田委員

その他意見として、一つ目は自治振興交付金の算出方法が市内同じルールで配分されていることに疑問を感じている。地域事情によって算出根拠が異なってもよいのではないか。二つ目は市職員の地域活動職員研修の詳細を伺いたい。三つ目は課題として、区・自治会の役割分担が不明確であると記載されているが、既に13年経過しており、今後どのように改善していくのか知りたい。四つ目は自治振興会の理念が浸透しておらず、役割が十分に果たせていないのは、市内すべての地域が同じ状況か。五つ目に自治振興交付金と補助金制度の違いを明文化すべき。

○中川委員長

自治振興交付金制度についての改革が必要との意見であるが、自治振興会、まちづくり協議会の参画、協働により、どのような算定方式が妥当か意見集約し、まとめていくべきと考える。予算上限についても、市民税決算額の3%以内と制約されているが、年度ごとの予算制約額を確認いただき、住民参加で決めてはどうか。地域活動職員制度については、事務局から説明を求める。

○事務局

令和3年度から市内の若手職員が職務の一環として地域づくりの現場に出ていく制度を設けている。令和6年度は岩上まちづくり協議会、甲南中部まちづくり協議会に研修という立場で参画している。職員が現場での課題を認識し、それぞれの職務に活かすとともに対象地域がさらに広がることを希望している。

○山本委員

18条改正案は基本的に問題ないと考えている。ただし、「まちづくり協議会」への名称変更については、併用して記載するのがよいのではないかと考える。自治振興会という名称が根付いている地域もあるため、「自治振興会およびまちづくり協議会」という書き方でもよいと思う。そのほか、まちづくり協議会の枠組みを明確にしたいのであれば、湖南市のような「まちづくり協議会条例」を検討してはどうか。

○中川委員長

条例については、本条例で示しており特記する必要はないと考えるが、条例を受けた「まちづくり協議会設置規則」は整備の必要はあるといえる。

○事務局

規則も条例同様に効力はあるが、本市には「自治振興会等規則」がある。湖南市のまちづくり協議会条例との違いとしては、湖南市の条例ではまちづくり協議会の役割や事業内容が具体的に記載されているが、本市の規則では交付金の算定方法や交付についてがメインとなっている。

今後、自治振興会、まちづくり協議会に求める役割を具体的に定めるならば、条例に定めるとの選択肢もある。

まちづくり協議会と自治振興会の名称併記については、市としては協議体、プラットフォームを強調するため、制度としては「まちづくり協議会」を正式名称としたい。ただし、現場レベルでの名称は、地域ごとに柔軟に運用してよいと考えている。名称を統一することが目的ではなく、協議体の理念を浸透させることが目的である。

○中川委員長

まちづくり協議会の名称については、条例上の名称がある一方で、現場では自由に使えるようにしておけば問題ない。名張市や伊賀市でも同様に通称も使用している。

○中川委員長

第 19 条について、吉田委員よりご意見をお願いします。

○吉田委員

市民協働事業提案制度の現状を伺いたい。スタートアップ枠、若者チャレンジ枠はどうか。また、協働の重要性が伝わっていない原因は何か。

○事務局

令和 6 年度について「まちおこし音楽祭」「こうかにんじゃロボコン」「地域資源の能動的思考（クロス人材のつながり）」の 3 つの事業がある。スタートアップ枠は地域づくりを進める「一期の会」があるが、若者チャレンジは現時点では応募がない。

協働の重要性を理解し、浸透させる努力を怠っていることに原因がある。庁内関係各課にしっかり伝えることが重要である。

○中川委員長

第 20 条について意見を頂きたい。

○吉田委員

市民活動について、どのような組織づくりを考えているのか。関心のない人への働きかけとは何に対して関心がないことを指しているのか。また、中間支援組織は「中立的な立場ではなく、市民の立場で協議を推進する」のではないか。

○事務局

これまで教育は教育、福祉は福祉など分野縦割りで組織が整備されてきたが、概ね小学校区というプラットフォームをベースに統一していきたい。

関心については、「まちづくり」や「自治」等に関心がない人を指している。

○遠藤副委員長

市民は行政のことを分からずに訪ねてこられることもある。中間支援組織でも行政の中

身を知らない人もいる。協働提案等があったときは、中間支援組織から行政にどのような働きかけができるかが重要である。

○事務局

まちづくり協議会も中間支援の機能はあるが、ここでいう中間支援はまちづくり活動センターまる一むや社会福祉協議会、商工会などをイメージしている。現状では自治振興会、まちづくり協議会が中間支援としての機能を果たしているとはいえない。実際は商工会、社会福祉協議会、観光協会、JAなどを想定してもらえばよい。中間支援組織はそれぞれが主たる支援対象を持っているが、明確に分野を切り分けることは難しい。中間支援組織同士がつながって支援していくというイメージをここでは記載している。

○吉田委員

中間支援組織同士の情報交換は誰がリードするのか。横のつながりを作るのは難しい。

○事務局

中間支援組織全体としての場を設定するのは、まる一むや市民活動推進課と考える。例えば商工会や社協などはそれぞれに支援対象があり、支援のやり方も様々である。一つの組織では収まらない課題については、中間支援組織同士がそれぞれの得意分野を生かして解決できるよう繋いでいくことが、多様な中間支援組織があることの意義と考える。

○遠藤副委員長

コロナ禍において、一つの中間支援組織だけでは解決できない問題が起きて、中間支援組織同士の連携や情報交換の場が生まれたことがある。日常から想定をしておくことで中間支援組織間の連携が位置づけされていくのではないかな。

○中川委員長

ここでは、自治振興会、商工会、社協等が中間支援組織だと読めるがそのような意味でよいかな。

○事務局

ご意見のと通りの認識である。自治振興会もプラットフォームであり、中間支援としての機能を持つてほしいとの期待を込めている。

○中川委員長

もし書くのであれば、自治振興会、商工会、社協等の「既存」中間支援組織と書いた方がよい。また、「中立的な立場で」という表現は政治的な印象を受ける。「中間的な立場で協議・調整」といった言葉のほうがよい。また、「自治振興会、商工会、社協等の各中間支援組織」の部分は「既存連合団体」との表現がよい。これらの団体は中間支援組織というよりは、連合して共同執行している組織である。「既成の連合実行組織との間の情報交換を行い、それぞれの課題を共有し、資源をつなぐ中間支援機能が必要です」との表現が

ふさわしいのではないか。中間支援組織の中間支援組織との表現になるとわかりにくくなる。

○吉田委員

商工会、社会福祉協議会は大きな組織であり、自治振興会、まちづくり協議会とは規模的に違いがある。並列の記載には違和感を感じる。

○中川委員長

18条と20条の改正案について、原案のとおりで問題はないか。

○委員一同

異議なし。

○事務局

第20条について平子委員の意見を代読いたします。

※資料2（第20条）記載の平子委員の意見について説明

○中川委員長

職員の人事異動により継続した相談対応が難しいとの意見について、一定の持続性と専門性を確立するためにはどのようにすればよいか提案をしていただきたい。例えば、財団法人の設立や外郭団体で専門人材をプールするなどがある。甲賀市の規模では資金面で難しいところもある。

○遠藤副委員長

草津市には事業団がある。守山においても組織のあり方を検討しているが行き詰っている。市役所の職員が担っていくことに限界を感じており、人材育成や雇用をどうするか、NPOに任せるのか、今ある財団の一部を中間支援の役割を持たせる機能にするのなどが考えられる。

○中川委員長

まる一むは現在どうか。直営か。

○事務局

直営であり、職員も直接雇用である。最長3年任期の会計年度任用職員を雇用している。人事異動の影響を受けずに、継続的に相談員を雇用するためには、やはり中間支援の機能は独立させるべきと考えている。

○遠藤副委員長

淡海ネットワークセンターは5年任期で職員が異動する。県域の中間支援でありながら、市町の間接支援担当者の方が年数が長くなり、スキルアップされるため、相談される

ことが無くなってくる。継続性の担保は重要である。淡海ネットワークセンターは100%県の補助金で運営されているが、人件費の保証ができないため、5年任期となっている。県のネットワークセンターのあり方も現在議論の最中である。

○中川委員長

まちづくり活動センターまる一む全体を指定管理の公募にかけるという方法もある。指定管理者への事業仕様書を整理することでコントロールできる。ただし、丸投げではなく、評価委員会等や専門委員会等を外部に持つなど、評価が必要である

財団法人により職員をプールする方法もあるが、甲賀市の規模ではコスト的に厳しいと思われる。指定管理が次善の策として有効ではないか。行政直営の場合は、絶えず外部の人と付き合う研修が必要であり、最低限コミュニティとは何かということとNPOとは何かということについて学習してほしい。

○中川委員長

第21条について、吉田委員から意見を伺う。

○吉田委員長

多くの住民が住民投票を知らないと思う。住民投票以前にまちづくり基本条例が知られていないのではないか。

○中川委員長

本項目については常設型ではない。まちづくり基本条例で第21条を設けずとも、地方自治法に基づき住民投票はできる。このような方法があると案内しているものと見るべきである。そのほか、意見はあるか。

○委員一同

異議なし

○中川委員長

第4章についての協議を一通り行った。第18・20条の改正案について、委員の皆さんは承認しているが、特に強調している部分があれば事務局より重ねて伝えてほしい。

○事務局

資料1の赤字で書いている部分が追加・変更箇所である。第18条3項については、まちづくり協議会は区・自治会の延長線上にあるのではなく、民生委員、青少年育成市民会議、PTA、消防団なども含めた様々な各種団体のプラットフォームとして機能していくことを示している。また、これについては解説の中でも明記している。

第20条2項については、協働によるまちづくりを円滑に進めるため市民と市長等との間に立って支援する中間支援活動の体制強化に努めるとしており、中間支援としての機能を市としてつくっていくということを明確化している。

○西野委員

第18条の改正案では「地域課題を解決するため」とあるが、「地域の特性を生かしたまちづくり」といった現行の解説にはこれらの文言がないのではないかと。課題解決に偏っていないか。

○事務局

改正案の解説において「地域が目指す将来像を描き、多くの人に関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていくことを目指します」と記載している。「課題解決」との言葉はメッセージとして重いかもしれないが、税を原資として活動していることを考えれば、お祭りやイベントなど、楽しいことだけでよいとはいえない。課題解決に主軸を置いていかなければ、自治振興会、まちづくり協議会のプレゼンスも上がっていかない。

また、自治振興会が課題解決に取り組むことについて「市長等と協働して」という文言を記しているのは、行政組織の各分野を担う担当課も必ず関わる必要があるという意味合いを込めている。

○西野委員

以前に中川委員長から自治振興会、まちづくり協議会は本来地縁型ではないと聞いたが、「地域の課題を解決するため」が前面に出ると地縁色が強くなるのではないかと。

○中川委員長

「まち全体で」というと役所全体の課題になり、「地域で」となると住民自治の課題になる。地域の特色が出てそれはそれでよいと思う。過疎化が進む地域、中心市街地などそれぞれの地域に応じて個性的な地域課題は多くある。

○竹田委員

以前、自治振興会を対象に課題解決型モデル事業という制度があり、担当課と協働で動くという制度がよかった。関係する課を一同に集めて頂くと、個々の課では対応できないことができる。行政と一緒にという部分はもっと前面に出てきてよいのではないかと。

○中川委員長

参画と協働は地方自治の基本原則であり、甲賀市は日本国政府のミニチュア版ではないことをもっと住民に周知すべき。住民自治が無ければ役所は倒れるということを行政内部にも浸透させる努力が必要である。以前にもお願いしていたが、全部局による「参画に関する取り組みカード」の作成に取り組んでほしい。そのなかから抜粋して「協働事業の取り組みに関するカード」も出してほしい。また、市民公益活動に対する補助金についても、既成の補助金と競合するものが出てくることがある。例えば、住民の合唱活動に年間十数万の補助金を交付しているうえに、子ども達の合唱指導をしたいという団体に市民活動支援補助金を交付すると重複、競合する場合がある。このような場合に、既成の補助金や矛盾する補助金については、勇気をもって見直すべきである。

市民参画と協働については、運動論ではなく条例に示されている義務としてバックアッ

プしていただきたい。

また、様々な団体について、区や自治会、自治振興会などにつながっているのかどうかなど図に整理する作業を行っていただきたい。例えば、消防であれば消防本部があり、消防団、そして区・自治会とあるなか、区・自治会が消防団とつながって支援している場合は線が入る。消防団に限らず、PTA、ゴミの関係、上下水道、税などすべての分野でどのような住民団体があり、つながっているのかサマリーアップしてほしい。これを作成して委員の皆さんに見取り図として持っておいてほしい。例外的に書かなくていいのは婦人会、老人会、子ども会、青年会である。各自治体によって少しずつ違うはずである。

○遠藤副委員長

この委員会では熱心に意見交換がされており、それだけでは終わらずに次のステップに進みつつある。中川委員長のサジェスションが入るので大変意義深い。今後とも引き続きよろしくをお願いしたい。

閉会